

# 滋賀県国民健康保険運営方針(案)

【参考】

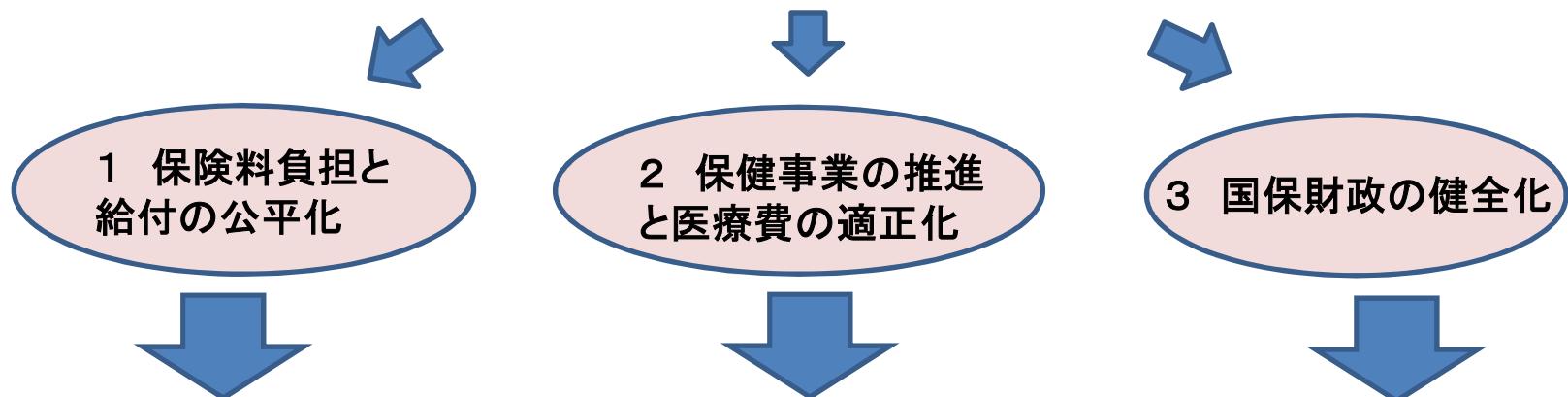
# 第2期運営方針の考え方

## 1 考え方

### 基本理念:持続可能な国民健康保険の運営

あるべき姿 県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度

基本理念を実現するための3つの方向性



**第1期から、取組内容の更なる推進を図る**

# 第2期運営方針の考え方

滋賀県が目指す国保

## 基本理念：持続可能な国民健康保険の運営

るべき姿: 県民が健康な暮らしを送れる、いざという時に安心して医療を受けられる国保制度



基本理念を実現するための3つの方向性

### 1 保険料負担と給付の公平化

- 市町個別の財政運営では厳しい状況に至っている。
- 本県は平成30年度から医療費を各市町で支え合うことにより、被保険者の負担の公平化に一歩踏み出している。



被保険者の負担の公平化を実現するため、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)となる保険料水準の統一を目指す。

保険料負担と均衡のとれた保険給付サービス等について、県民の理解、関係者間での丁寧な議論が必要となる。

①標準的な収納率を納付金算定に反映させることや、出産育児一時金、葬祭費等を各市町で支え合う経費とし、被保険者の負担の公平化をさらに前進。

⇒収納率の反映により激変が生じる市町に対し、激変緩和を実施

②決算補填等目的の法定外一般会計繰入は、原則として行わない。

③市町事務の効率化、標準化、広域化による給付サービスの平準化を推進

・市町の補助金申請事務等の負担軽減

・高額療養費の支給事務の簡素化検討

### 2 保健事業の推進と医療費の適正化

- 医療費が経済の伸びを上回って増加。
- 県民の自主的な健康管理、疾病の発症・重症化予防の取組を進めていくうえで、今後、県が担う役割は大変大きくなっている。



県は、保健事業の推進により、県内のどこに住んでいても健康的な生活を送れること、そして、結果的に医療費の適正化につながる好循環のシステムづくりに取り組む。

①保健・医療・介護等のデータ分析に基づきデータヘルス計画を県、市町ともに推進。

・ターゲットを絞った受診率向上対策  
・糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づく事業の実施

②後発医薬品の使用促進や重複頻回受診者等訪問指導事業(薬剤師会との連携)等の取組を実施。

③県保有情報を活用した県による保険給付の点検・柔整療養費の患者調査を実施等。

### 3 国保財政の健全化

- 国保財政を安定的に運営していくために、原則として必要な支出を保険料や国庫負担金によって賄うことにより国保特別会計の収支が均衡していることが必要。



医療費適正化への取組などの保険者としての努力に対するインセンティブを活用し、財政基盤の強化に係る取組を進める。

①医療費適正化への努力などに応じて交付される保険者努力支援制度に係る取組を進め、財政基盤を強化。

②市町において赤字が生じた場合には、市町毎の赤字削減・解消に向けた取組、目標年次等を市町と協議の上定める。

③保険者規模別収納率を設定や徴収アドバイザー派遣事業等を実施し、収納率の底上げを図る。

るべき滋賀県国保の実現に向けた取組を行うとともに、改正法施行後5年程度で国において実施される国保制度の見直しの状況を勘案しつつ、令和6年度以降の出来るだけ早い時期の保険料水準の統一や更なる事務の効率化、標準化、広域化について検討し進めています。

# 第2期運営方針の考え方

## 2 第2期運営方針の構成

### ① はじめに

・滋賀県が目指す国保

　基本理念…「持続可能な国民健康保険の運営」

　あるべき姿…「県民が健康な暮らしを送れる、いざ  
　　という時に安心して医療を受けられる国保制度」

・令和6年度以降のできるだけ早い時期の保険料  
水準の統一を検討

### ② 県内国保の医療に要する費用および 財政の見通し

・決算補填等目的の法定外一般会計繰入について、  
原則 行わないこととする  
・保険者努力支援制度への対応

### ③ 保険料の標準的な算定方法

・納付金、保険料算定に医療費水準は反映しない  
・納付金、保険料算定に収納率を反映させること、  
出産育児一時金、葬祭費を各市町で支え合う経  
費とすることにより、被保険者の負担の公平化をさ  
らに前進  
・激変緩和措置の実施

### ④ 保険料の徴収の適正な実施

・収納対策の取組強化

### ⑤ 保険給付の適正な実施

・県による保険給付の点検、患者調査の実施

### ⑥ 保健事業の取組

・県、市町データヘルス計画を推進  
(ターゲットを絞った受診率向上対策等)

### ⑦ 医療費の適正化の取組

・重複受診・頻回受診、重複服薬等の受診の適正化の取組  
(薬剤師会との連携)

### ⑧ 事務の広域的および効率的な運営の推進

・市町の補助金申請事務等の負担軽減

### ⑨ 保健医療サービスおよび福祉サービス等に 関する施策との連携

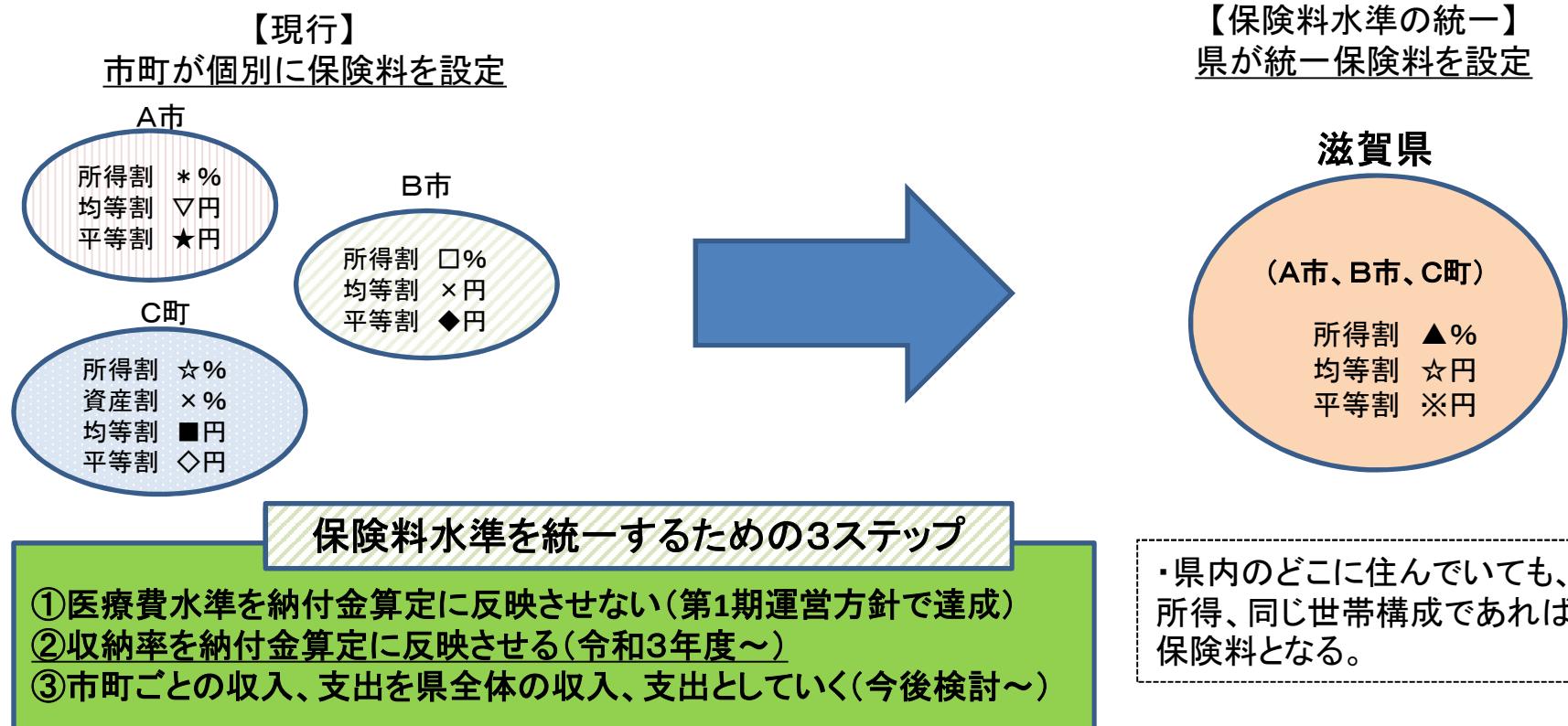
・地域包括ケアシステムの構築・推進にかかる国保と  
しての参画、医療提供体制の確保

# 保険料水準の統一について

## 1 保険料水準の統一の時期について

(第2期滋賀県国民健康保険運営方針(案))

令和6年度以降の出来るだけ早い時期の保険料水準の統一について検討し進めています。



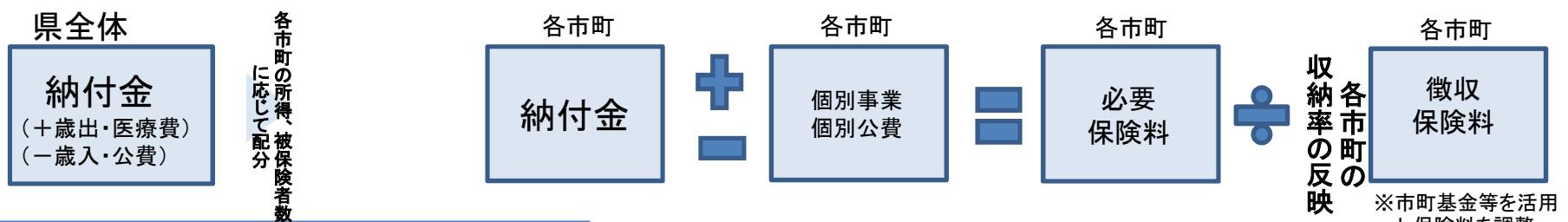
# 保険料水準の統一について

## 2 令和3年度からの収納率の反映について

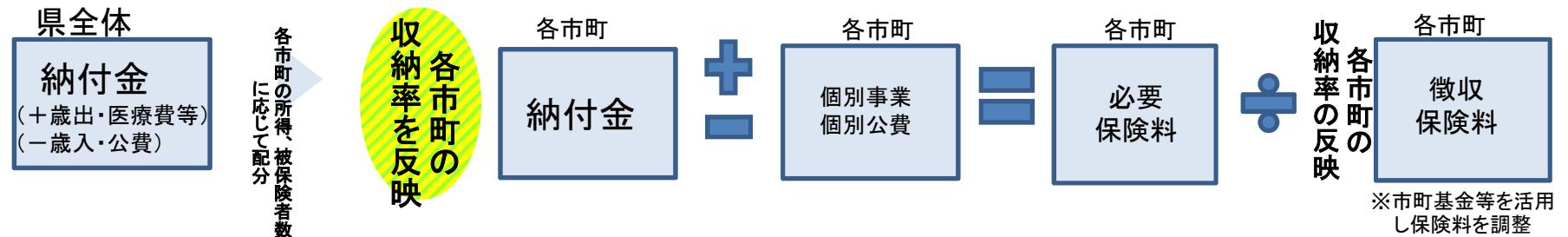
(第2期滋賀県国民健康保険運営方針(案))

市町間の収納率の格差により、被保険者の負担が異なることがないように、標準的な収納率を納付金算定に反映させます。

現在の納付金算定方法(令和2年度まで)



保険料水準統一の納付金算定方法(令和3年度から)



|     |     |   |     |   |     |   |     |   |     |   |     |   |     |
|-----|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|
| A市  | 920 | × | 50% | × | 98% | = | 467 | = | 467 | ÷ | 98% | = | 477 |
| B市  |     | × | 50% | × | 95% | = | 453 | = | 453 | ÷ | 95% | = | 477 |
| 920 |     |   |     |   |     |   |     |   |     |   |     |   |     |
| 953 |     |   |     |   |     |   |     |   |     |   |     |   |     |

所得等の事情  
が同じと仮定

県全体の納付金額  
になるように調整

一人当たりの保険  
料が同じとなる

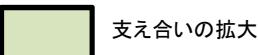
# 保険料水準の統一について

## 【参考】令和3年度からの収納率の反映について

A市、B市とも被保険者を10人と仮定

|                              | 医療費  | 出産育児一時金等           | 保健事業               | 標準的な収納率            | 保険料総額        | 一人当たり保険料     | (格差)  |
|------------------------------|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------|--------------|-------|
| A市                           | 500  | + 3                | + 8                | ÷ 95% =            | 538          | 53.8         |       |
| B市                           | 400  | + 2                | + 7                | ÷ 98% =            | 417          | 41.7         | 1.289 |
| ↓                            |  |                    |                    |                    |              |              |       |
| ステップ1<br>医療費の支え合い            | A市 900 → 450<br>B市 900 → 450                 | + 3<br>+ 2         | + 8<br>+ 7         | ÷ 95% =<br>÷ 98% = | 485<br>468   | 48.5<br>46.8 | 1.036 |
| ※県全体の医療費を各市町の被保険者数等に応じて按分    |  |                    |                    |                    |              |              |       |
| ↓                            |  |                    |                    |                    |              |              |       |
| ステップ2<br>収納率の反映              | A市 900 450 × 95% → 443<br>B市 450 × 98% → 457 | + 3<br>+ 2         | + 8<br>+ 7         | ÷ 95% =<br>÷ 98% = | 478<br>476   | 47.8<br>47.6 | 1.005 |
| ※収納率を納付金に反映(調整あり)            |  |                    |                    |                    |              |              |       |
| ↓                            |  |                    |                    |                    |              |              |       |
| 第2期運営方針                      | A市 905 453 × 95% → 445<br>B市 453 × 98% → 460 | + 8<br>+ 7         | ÷ 95% =<br>÷ 98% = | 477<br>476         | 47.7<br>47.6 | 1.003        |       |
| ※収納率を納付金に反映(調整あり)            |  |                    |                    |                    |              |              |       |
| ↓                            |  |                    |                    |                    |              |              |       |
| ステップ3<br>支え合いの拡大             | A市 920 460 × 95% → 453<br>B市 460 × 98% → 467 | ÷ 95% =<br>÷ 98% = | 477<br>477         | 47.7<br>47.7       | 1.000        |              |       |
| ※市町ごとの収入、支出を県全体の収入、支出とする(仮定) |  |                    |                    |                    |              |              |       |

一人当たり保険料が同じになる



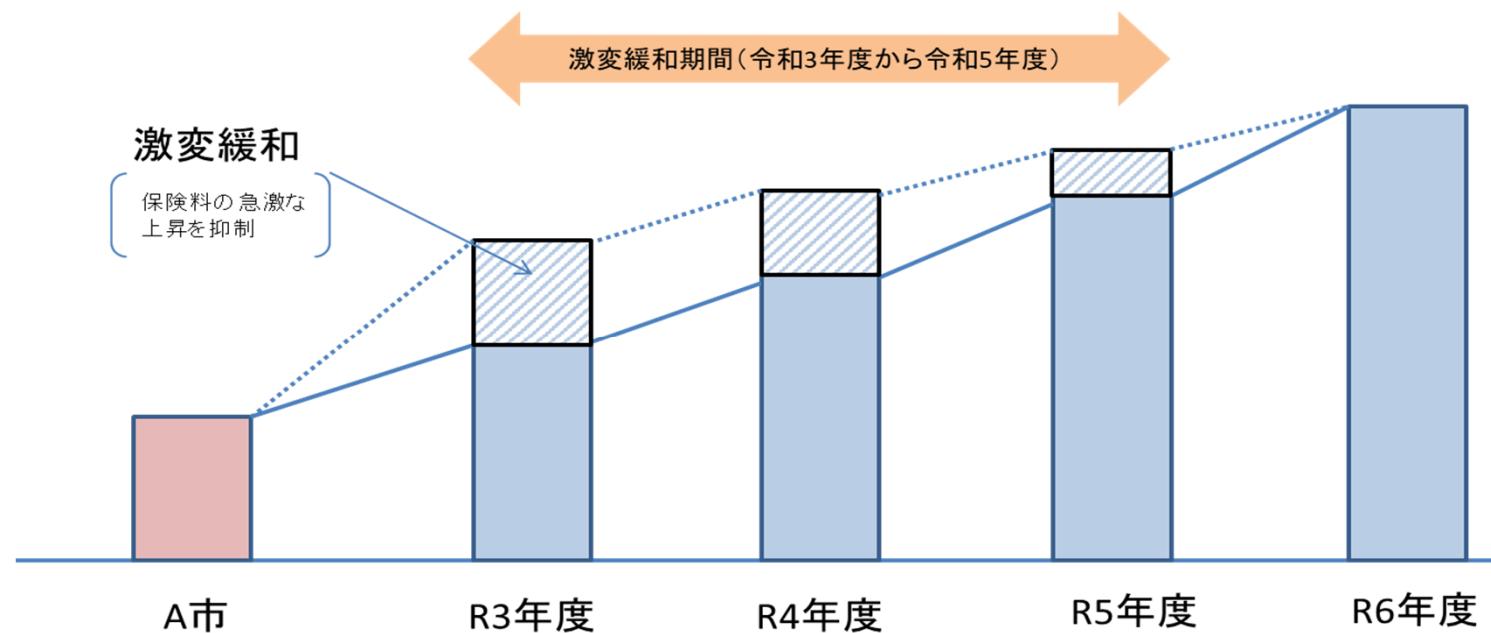
# 保険料水準の統一について

## 3 収納率の反映による激変に対する支援を検討

(第2期滋賀県国民健康保険運営方針(案))

収納率を反映させることに伴う負担の増加に対し、激変緩和措置を行います。

収納率を反映させることにより激変が生じる市町に対し支援。



# 保険料水準の統一について

## 4 令和3年度からの支え合いの拡大について

### 支え合う事業

「出産育児一時金」……被保険者の出産に関する給付

「葬祭費」……………被保険者の死亡に関する給付

「審査支払手数料」……レセプトの審査に関する手数料

### 拡大の理由

県内全市町で支給基準額や事務の流れが同じである

「出産育児一時金」…… 42万円

「葬祭費」…………… 5万円

「審査支払手数料」…… 50円

【参考】市町の主な事業について(平成30年度年報)

保健事業 約13億円  
(うち特定健診 約9億円)

出産育児 約4億円  
葬祭費 約1億円

医療費 約900億円

(審査支払手数料 約2億円)

# 決算補填等目的の法定外繰入について

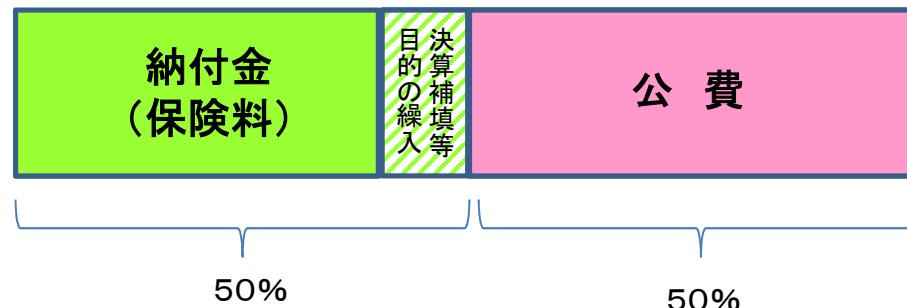
## 1 決算補填等目的の法定外一般会計繰入について

(第2期滋賀県国民健康保険運営方針(案))

規律ある国保財政を運営していくため、決算補填等目的の法定外一般会計繰入を原則行わないこととします。

### (1) 決算補填等目的の法定外一般会計繰入とは 主に保険料負担の緩和を図るための繰入

【規律ある財政運営とは、保険給付に応じた保険料負担を求めるもの】



決算補填等目的の法定外一般会計繰入を行うことは、国保の被保険者でない納税者や他の市町村との公平性を損ないます

### (2) 市町の現状

○市町は、29、30年度、元年度、同繰入を行っていません

# 保険給付の適正な実施について

## 1 患者調査等の実施について

(第2期滋賀県国民健康保険運営方針(案))

柔道整復施術療養費に関する患者調査を実施できるよう取り組みます

(1) 患者調査とは

柔道療養費の適正化の一環として、多部位、長期または頻度が高い施術を受けた被保険者等へ文書照会等の調査を行うこと

(2) 実施状況(平成30年度)

9市町実施(10市町未実施)



市町事務負担の軽減や、専門知識の不足等の課題を検討しながら、全市町実施できるように取り組みます

# 保健事業について

## 1 保健事業について

(第2期滋賀県国民健康保険運営方針(案)

**保健・医療・介護等のデータ分析に基づきデータヘルス計画を県、市町ともに推進**

- ターゲット等を絞った特定健診等受診率の向上対策
- 糖尿病性腎症重症化予防対策プログラム等に基づく事業の実施
- 虫歯予防、歯周病予防を推進した歯、口腔の健康づくり
- データ分析や健康課題の把握を行うフレイル対策
- 個人が主体的に健康づくりに取組める「BIWA-TEKU」の推進

# 事務の効率化、標準化、広域化について

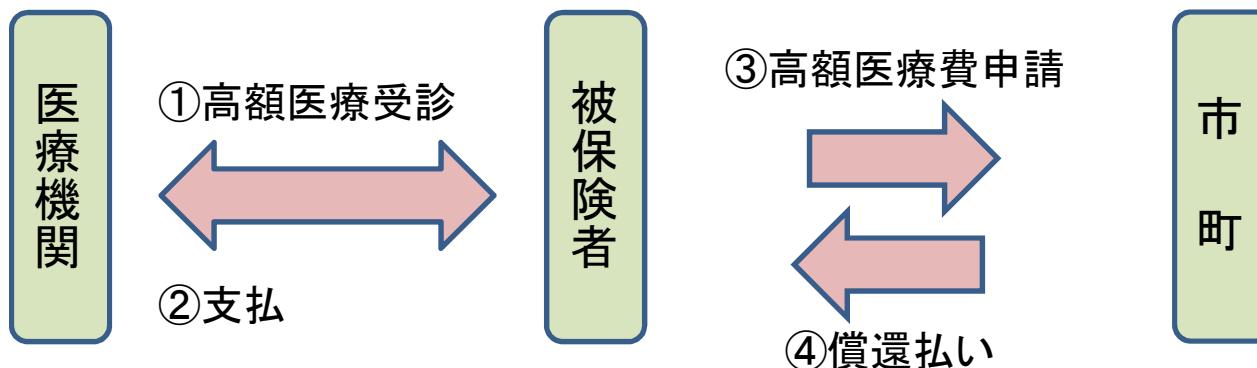
## 1 高額療養費の支給事務

(第2期滋賀県国民健康保険運営方針(案))

70歳以上の世帯における高額療養費支給申請事務手続の簡素化等を検討します

### (1) 現状

市町へのヒアリング結果から、「高額療養費の償還払事務の負担が大きい」との意見が多数あり



### (2) 検討事項

初回の申請時のみ(後は自動償還)で手続きができるよう検討中

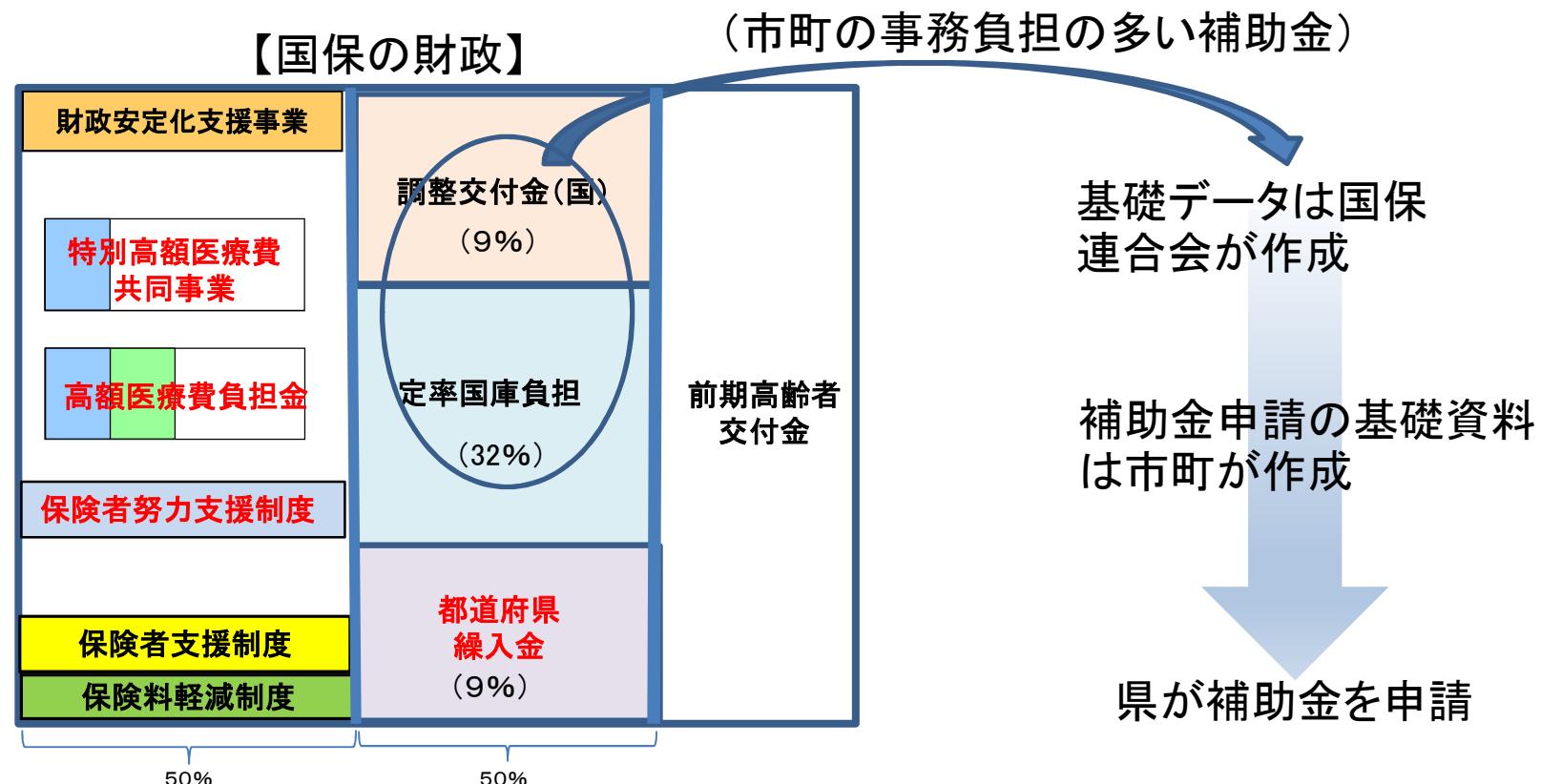
平成28年12月20日国通知  
「市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続きの簡素化等について」

# 事務の効率化、標準化、広域化について

## 2 市町の補助金申請事務等の負担軽減について

(第2期滋賀県国民健康保険運営方針(案))

市町の補助金申請事務について負担の軽減を図っていきます



# 事務の効率化、標準化、広域化について

## (市町補助金事務の申請の流れ)

